京都府・市における伝統産業振興条例制定について※

西　口　光　博

目　次

1　なぜ，今，伝統産業条例なのか
2　「伝統産業」の概念
3　「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」「京都市伝統産業活性化推進条例」による「伝統産業」の定義
4　府，市の「条例」その内容
5　伝統産業と京都
6　伝統産業技術の現代化事例
7　今後の振興，活性化に向けて

1　なぜ，今，伝統産業条例なのか

私は京都府，京都市の伝統産業振興条例の制定に委員会の一員として携わらせていただきました。もう少し詳しく言いますと京都府は「京都府伝統産業の振興に関する条例策定委員会」，京都市は「京都市伝統産業活性化検討委員会」で，いずれも2004年秋から５年夏にかけて協議，関係者ヒアリング，一般府市民からのパブリックコメント公募などほぼ同じプロセスを経て，10月に「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」「京都市伝統産業活性化推進条例」として制定されました。

はじめに，なぜ今，京都府，京都市が同時に伝統産業振興のための条例を制定したのでしょうか。端的にいえば，今なお「伝統産業」が京都経済のなかで事業所数，従業者数などで大きな存在であるということと，それが長期にわたって厳しい状況におかれていること，経済的側面だけでなく文化的な意味も併せ持っていることなど「伝統産業」はこれからも京都にとって，重要な産業であるということです。

「伝統産業」は斜陽産業だ，という人も多数おられます。ピーク時に比べ数量的には出荷額が90％減という厳しい業界もあります。業界関係者でさえ，「伝統産業」という名称に拒否反応を示す人もおられます。そこまで極端でなくても，時代の趨勢から見ると労働集約的な手仕事中心の伝統産業は，生活様式の変化，機械製商品との競合に加え，超低価格の海外製品との競合を余儀なくされていますが，そのような状況で，条例を制定してまでというのは時代の流れとは少し違うのかなあという意見を持っている人もおられるでしょう。

一方，「和装離れ」「需要構造の変化」など業界関係者がよく言いますが，本当にそうなのか，買いたい人がいないのか，買いたい商品がないのか，なぜ売れないのか等もっと研究しなければならないのではないか，企業サイドの努力がなく，むしろ「和装剝がし」すなわち，自らが市場を捨てている，という意見もあるぐらいです。工夫，努力をすればまだまだ需要が増える可能性があるということですね。

「伝統産業」の概念については後ほど述べさせていただきますが，数え方にもよるのですが，業種で言うと京都市内だけでも100業種くらいあります。国の「伝統的工芸品産業」に指定されているのが17業種，重複しますが京都市の指定が72業種，京都府も今までに指定された業種

※　本稿は龍谷大学大学院経営学研究科付置機関の京都産業学センター年報『京都産業学研究』第４号，2006年３月より転載したものである。

に加えてこれから新たな業種が指定されます。このなかには西陣織や京友禅などのように数百企業という大規模な業種や１企業しかないという業種もあります。

例えば，舞妓さんの履いている「おこぼ」，軽やかな音の出る履物ですね。20数年前，職人さんが１人しかおられず，この方が亡くなられたらもう「おこぼ」はつくれないということだったのですが，そんな時に亡くなられましてね。しかし，それまでは別の仕事をされていた人が，見よう見まねでその仕事を始められた。ところが，その人も３カ月くらいで亡くなられた。それでも，今も，「おこぼ」がつくられています。ただ「おこぼ」は，国，府，市の何れも伝統的工芸品として指定はしていません。あたりまえの話ですが，職人さんの層が厚いというか，需要や市場があればちゃんとできるのです。このバランスというか，１～２軒の作り手のための需要はあるけれど，３軒以上になると供給過多になるといった業界もあります。現実には地方に頼らなければできないものもあります。もっと極端に言うと国産ではできない。海外から調達しなければ，というような状態になりかねないという業種も出てくるのではと心配されます。

日本固有の文化を維持するのに海外に頼らなければならないなんて。それは，京都の都市性格からいっても，文化的にも残していく必要があるのではないかというのも今回の条例制定のひとつの理由だと思います。

規模以外でも，国の所管官庁が経済産業省以外の伝統産業は国の「伝統産業」の条件を満たさないので指定されません。数寄屋建築，社寺建築などの「伝統建築」，それに伝統食器などがそうです。国の「伝産法」だけでは，京都にとって不十分な部分を京都府，京都市で対応しよう，これも理由のひとつです。

また，１企業であってもほかの伝統産業や文化とのかかわりがあって全体に影響するといった場合が考えられます。例えば伝統産業に必要な道具類がそうです。また，伝統産業には分業で成り立っている業種が多いので，そのうちどれか作業が困難であったり，経済的に恵まれなかったりする工程もなくなってしまうおそれがあります。このような業種については保存，継承に全体的な視点で取り組まなければならないと思います。

そして一番大きな理由は京都経済全体でのシェアの高さです。京都市は全国自治体の中で，出荷額で見ると第10位のものづくり産業都市です。出荷額の一番多い都市は豊田市ですが，東京都区部，政令市の川崎，横浜，名古屋，大阪，神戸，それに大規模コンビナートを抱える千葉県市原市，岡山県倉敷市よりは下回るものの大工場がある北九州市や広島市より数字は上回っています。

また，京都市は市民所得の構成比でも製造業の比率が高いことで有数です。伝統産業のなかで，事業所数，従業者数，出荷額等，数値的に圧倒的に多いのは西陣織や京友禅など和装を中心とした繊維工業です。逆に京都の繊維工業は伝統産業と見ても間違いがないといえます。この繊維工業は長く京都産業の主力産業でしたが，1986年の京都市工業統計を見ると，出荷額等が対前年比349億円，8.3％の大幅減で，産業中分類別で「飲料・たばこ・飼料」に首位を譲りました。この時は「日本専売公社」の民営化に伴い，京都工場の出荷額が「飲料・たばこ・飼料」に加算されたためと言われていたのですが，それから1990年代までの数年間，いわゆるバブル経済で他の産業分野が比較的安定した成長を続けるなかでも，またその後のバブル崩壊後，他の製造業も低迷を続けるなかでもとりわけ繊維工業，伝統産業には厳しい時代が続いています。

それでも，2003年の京都市工業統計によりますと，産業中分類別で繊維工業が事業所数では製造業全体の35.1％，従業者数では14.6％を占め，何れも１位です。ただ，出荷額等では繊維工業は飲料・たばこ・飼料，印刷・同関連，精密機械，電気機械，電子部品・デバイス，郵送用機械，一般機械，食料品についで5.3％，９

位です。減少傾向にはありますが，和装を中心とした繊維工業，伝統産業は今もなお，製造業のなかで事業所数，従業者数では最も多く，京都府，京都市の地域経済の基幹産業の一つといっても間違いではありません。文化都市，観光都市など多彩な特性を持つ京都にとって，「繊維産業は欠くことのできない産業」「伝統産業の活性化なくして京都経済の活性化はない」と言えるほど京都にとってひじょうに重要な産業ということができます。

余談ですが，京都市の台所と言われる錦商店街の関係者の話しでは，「伝統産業の景気がよくならないと錦商店街の人出が増えない，景気のよい先端技術産業の人たちはどこで買い物されているのでしょうか」とおっしゃっています。錦商店街には別の理由もあるのですが。

伝統産業総体では減ってきているのですが，個々の企業体ベースでみると，生き残ったというか，勝ち残ったというか営業中の企業には業績のいい企業も多く見られます。

また，決して良くはない経営環境にあるにもかかわらず，大規模化，機械化など機能性の追及や合理化の進捗だけではない新たな価値観を見出そうとする若者が増えてきています。例えば，「京都伝統工芸専門学校」には最先端技術産業からの転職組みや大学を卒業した多くの若者が地元だけでなく全国から，伝統の技を学びに来ています。これらの若者に働き場所を提供するのも地域に課せられた課題だとおもいます。

さらに，最近，京都市が実施した「伝統産業に対するアンケート調査結果」では日本の伝統的な文化の継承，京都の伝統的な文化の継承，観光資源として伝統産業を高く評価する人が全体の6割を超えています。

やはり，伝統産業の振興というのは，地域産業に数字以上に大きな影響を持っているというのを実感します。このような現実を反映して京都府，市のそれぞれの制定委員会の提言では，表現は異なりますが，「グローバル化，生活様式の変化，金融市場の変化，ITの発達などで今までの企業戦略が通用しにくくなってきている。安全・安心が当たり前の日本社会で，経済的な豊かさの反面，犯罪の増大等『不安な社会』が到来している。このような社会で一人一人の暮らし，価値観，精神性といったことが問われています。そこに新たな意味を見出してきているのが伝統産業の持つ文化的な価値です。日本のアイデンティティ，「和」の暮らし，考え方，センスといったことが21世紀の私たちに大きな意味を持つ。その担い手のひとつが『伝統産業』である」と現在社会の中で伝統産業が果たす役割を強調しています。

しかも，この伝統産業の振興は，政治的に見ましても，自民党，民主党，公明党，共産党などすべての政党が選挙の際伝統産業の振興を公約として掲げておられますし，今回の条例でも京都府議会，京都市会とも全会派が賛成され成立しています。伝統産業の振興は京都地域の住民，企業全ての願いです。

2 「伝統産業」の概念

私は「伝統産業」という語は行政の戦略的用語だと思います。京都市，すなわち行政の出版物で「伝統産業」が使われたのは，1950年前後だと思われるのですが，私が読んだ本のなかでは1954年8月に出版された『京都市の産業』が始めです。この中の「はじめに」に「伝統産業の問題がしばしば論議され（後略）」と記されています。続いて「伝統産業とは何であるか。種々議論はあろうが，ここでは，ただ漠然と，特に京都に発祥し，歴史的に存してきた産業であると定義する。歴史的に存続してきているが，『特に京都に』限定されぬ業種は除外した。家具，仏壇・仏具，小間物雑貨などは一般業種として見るべしとなした。特に京都に発祥し，存続してきてはいるが，産業の体をなさぬものも除外した」。さらに，巻末で「伝統産業に対する市の振興策は，緒についたばかり（後略）」と書かれています。伝統産業問題が行政課題として意識されたのがこのころからだと思われます。

同じ1954年に発刊された『京都商工情報16

号』では産業工芸，美術工芸，工芸といった語が盛んに使われていますが，伝統産業という表現は見当たりません。『京都市の経済』が発刊された翌年1955年１月発刊の『同19号』では「伝統産業の問題」と題した稿が掲載されています。そして，同年４月『京都市商工情報―京都市工場設置奨励条例特集』の京都市長の文書にも「伝統産業」が使われています。紹介しますと「文化都市京都と産業」というテーマで，「千年の歴史に育まれ，伝来の古文化を有し，数多くの観光資源に恵まれた京都は日本文化の中心地であり，また，世界の観光地として世人に認められてきている。しかし，京都市民が健康で文化的な生活を営んでいくためにはそこに経済的な裏づけがなされていなければならない。（中略）京都には昔からの美術工芸品のほかに西陣織，清水焼，京染めなどの伝統産業があり，近時は機械，染色などの近代的産業も伸張してきている（後略）。」

当時京都市財政は極度に逼迫していました。京都市の人口は名古屋市とほぼ同等でしたが，経済規模は２分の１という状況で産業振興が一大課題でありました。この文書は工場設置奨励条例を制定し，近代産業の誘致に努めるというのが主題で，逆に言いますと京都市の主力産業が伝統産業だから，近代産業へシフトしたいということが伺えると思います。当時，京都では「京都に産業はいらない」や「産業自然発生論」が強かったようで，多くの自治体が工場誘致に懸命であったにもかかわらず，京都市は遅ればせながら工場誘致ということが書かれています。

その後1959年に宗藤圭三・黒松巌編の『傳統産業の近代化』が有斐閣から出版され，伝統産業の概念が記述されています。これによりますと「伝統産業なる語は昭和年代特に第２次世界大戦以後になって多く使用せられるようになったものであり，学術用語としてその内容の成熟せしめられているものではない。」さらに「資本制生産社会以前からの伝統的な手工業的な技法にもとづく生産方式を伝承しながら残存している産業」と記述されています。この概念に大きく外れることなく伝統産業と位置づけられる業界の若手事業者，従業員らで「京都伝統産業青年会」が結成されたのが1961年。さらにこの年京都府では「伝統産業優秀技術者表彰制度」が発足，1962年には京都市商工局から『京都の伝統産業』という業界実態調査報告書が出版されました。これによれば，伝統産業とは，「長い年月にわたって，歴史的，伝承的に形成されてきた産業で，一定の地域に形成されてきた，いわば郷土産業とか地場産業と呼ぶことができる。それから，ベースは手工業的な技術を基礎として，かなり高度の技法を築き，他の追随を許さない産業である。しかも，一人が全部やってしまうのではなくて，産業的形態をとって分業組織を構築している」と，書かれています。『傳統産業の近代化』も定義についてはほぼ同じ内容だといえます。

「伝統産業」の概念が行政，学者，研究者それに業界関係者間で認識され，市民の間にも広がり始める1960年代後半から，伝統産業振興のための冠をつけた事業が京都府，京都市で重点的に実施されるようになりました。さらに1974年４月には京都市経済局内に伝統産業課が設置されましたが，京都市では30年以上組織名が変わらないのは極めて珍しい例で，今に至っています。私は設置されてから４年間在籍しましたが，当時伝統産業課が窓口になっている業種が「伝統産業」だと，業界の皆さんに話していました。今は条例ができ，私見は通用しませんが。これを受けて，伝統産業業界組合がほぼ参加して産地宣伝事業や今の物産展のさきがけの事業に取り組んでいた「京都市場開拓協会」が「京都伝統産業振興協会」に改称，改組され，現在，岡崎にある「伝統産業ふれあい館（京都市勧業館内）」の運営母体になっています。

これ以外にも1970年の大阪万博に協賛して行われた伝統産業青年会主催の「伝統産業総合展」は1978年の「世界クラフト会議」，1985年の国際工芸博覧会と並んで京都伝統産業業界が最大の盛り上がりを見せた催事でした。このこ

ろには，「伝統産業」の名称も関係者以外の市民にも定着したと思います。

前後しますが1974年５月には「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」が施行され，国レベルで伝統産業行政が行われることになり，地元関係者の喜びは大変なものでした。

「伝統産業総合展」で大成功を収めた伝統産業青年会が中心になって，一般中小企業対策に加えて伝統産業に絞った国レベルでの施策を要望する声が上がりました。府，市も先に述べましたように熟練職人の表彰制度，顕彰制度，若手後継者への育英資金支給制度，これは集団教育のできにくい分野で後継者不足が顕著な業種に入職した若手に，月額5,000円を３年間，当時の大学卒の初任給が２万円少しの時ですからたいへんな額を支給する制度です。しかも返済不要，親方からもらう給料と変わらないお金がもらえるので，仕事用の道具を買ったり，参考書籍を買ったり，有効に使った人ほど，現在業界の中心になって頑張っておられます。このような従来の行政の概念を超えるような独自の新施策を次々と実施していたので，国レベルでも伝統産業の振興を図るべきだと地元代議士を通じて盛んに要望活動を続けていました。

その頃は1972年に沖縄県が日本へ復帰，東ドイツを併合した西ドイツと同じように復帰に伴う沖縄経済が国の課題でした。米軍基地を除けばビール会社１社と，ごく小規模な伝統的な民芸産業くらいしか産業がないといわれていましたので，この課題は最近も変わらないようですが，なんとかしなければならない。それに，法律が施行される３年前に「円の切り上げ」「オイルショック」と地方の地場産業は大打撃を受けておりました。そんな時に，地元から陳情を受けた議員先生方が議員立法で成立させたのが「伝産法」です。現在全国各地の伝統産業産地に「伝統産業会館」がありますが，この法律の助成事業第１号で「京都伝統産業会館」が岡崎に建設され，その後建て替えられ，岡崎の京都市勧業館地下に先に触れました「伝統産業ふれあい館」として市民，観光客，業界関係者に親しまれています。

「伝産」は伝統産業，「伝青」といえば伝統産業青年会。それぐらい親しまれた名称ですが，初期のワープロでデントウサンギョウと入力すると「電灯産業」と変換されました。最近ではこんなことはありません。やはり京都と地方では「伝統産業」という言葉の定着が大きな差があったようで，「伝産法」の施行で全国的に普及して行ったということではないでしょうか。

京都府では1970年代半ばに商工部門にあった美術工芸課が美術部門を切り離して，染織・工芸課に，さらに現在の染織・工芸室へとつながっています。京都府といいますと1968年に京都府開庁100年を記念して老舗（創業100年以上の企業）表彰制度を創設されましたが，この時にすでに700余企業を表彰されました。京都府の開庁は1868年（明治元年）ですから，京都には江戸時代から営業を続ける企業が700企業以上あるということです。中には，残念ながら創業数百年の老舗もその後，理由はさまざまですが，廃業を余儀なくされた企業もいくつか数えられます。

行政用語としての「伝統産業」に戻りますと，京都府，京都市の行政は地域産業の中で西陣織，京友禅などの繊維工業，それに一つ一つの規模はそれほどではありませんが，京焼・清水焼，京仏具・京仏壇など，古くから伝わる製造業群，いわゆる「伝統産業」が事業所数，従業員数，出荷額等のいずれも京都経済のなかで大きなシェアを占めており，住民の暮らしを守る地方自治体の商工行政にとってそれらの振興は最大課題でした。

これらの産業は，多くの産業が近代化といわれる大規模化，機械化を進めるなかでいろいろな理由で近代化できない，また同業種他産地との差異化，優位性の確立・保持など，現実的な問題を抱えておりました。そこでこれらの課題をクリアするための戦略として，歴史が長い，優れた手作りの技，磨きぬかれ，洗練された感性などを前面に打ち出すためのキーワードが「伝統」であったと思います。もちろん，金属

加工業など下請け形態の中小企業も数量的には相当な企業数，従業者数，出荷額があったのですが，これらに対する一般中小企業対策では対応できない課題を抱えていたのが，西陣織，京友禅，清水焼などだ，という視点もありました。このため初期の伝統産業行政には，近代化至上主義の当時としては近代化できていない，あるいは近代化できない産業群をいかにして近代化するのか。言葉を換えますと伝統産業の課題はいかにして近代化するか，ということだったと思われます。他産地では量産化，合理化，機械化を進め，結果的に産地が崩壊したり，そこまで行かなくても産地特性や歴史を失うといった例も少なくありません。しかしながら，京都ではむやみに合理化，近代化することはない，あるいは京都特性だと思いますが，量産化志向を拒否した主張も見られるのがさすがだと私は思います。

しかし，一方では京都固有の高級化志向，多品種少量生産などにこだわりすぎたため染織を除く各商品の全国シェアは低下したことも否めません。このあたりが，マーケティングが弱いというか京都の弱点でもあり，私は「作り上手の売り下手」という表現があたるのではないかと思います。

もちろん，1960年代～1970年代の高度成長期も含め，就職するという立場からは伝統産業のイメージはまだまだ近代化が遅れた産業とは無縁ではありませんでした。裸電球の下での薄暗いイメージ，劣悪な作業環境，未整備な福利厚生施設，制度などなど，若手の後継者が入職しづらい産業そのものでした。立場変わって企業側から見ると後継者不足は1960年代後半の高度経済成長のころから慢性的ともいえる現象ですが，「手作り，高級品」の伝統産業製品への憧れは徐々に消費者の間でひろがっていったようです。業界全体の生産量などは今に比べて数倍，それ以上あり，世の中の高度成長に合わせて売り上げが伸び，よき時代だったと思います。それでも業界関係者は私の知る限りここ30年以上「景気よろしいな」という声を聞いた記憶が余りありません。それは戦後復興が軌道に乗った1950年代のガチャマン（織機がガチャンという間に万円儲けた，この言葉は，戦前の好況期にも使われています）といわれたすごい景気が判断基準になっていたのではないかと思います。

3 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」「京都市伝統産業活性化推進条例」による「伝統産業」の定義

法律，条例では対象を定義づけする必要があります。「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」すなわち「伝産法」ではまず，「伝統的工芸品」を指定してその生産に携わる産業を「伝統的工芸品産業」すなわち「伝統産業」としています。

「伝統的工芸品」の指定条件は，１番目が「日常の生活の用に供されるもの」。２番目が「その製造工程の主要部分が手工業的であること」。３番目が「伝統的な技術，技法により製造されるものであること」。４番目が「伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ，製造されるものであること」。５番目が「一定の地域で少なくない数のものがその製造を行い，またはその製造に従事していること」で，この５項目をすべて具えていることが条件です。

「日常の生活の用に供されるもの」ということは「日常生活用品」ということですが，この項で除外される「非日常生活用品」とはどんなものなのでしょうか。２番目の主要工程が手工業的とは手づくりということですから，美術品なり，アートの世界も範疇に入ってきますが，京都の伝統産業業界には，無形文化財保持者や日展の入選常連者もおられます。この人たちの作った工芸品は，日常の生活のように供されるというより，「非日常生活用品」と解釈され，「伝統的工芸品」に指定はされないということになります。つまり作家の作品は「伝統的工芸品」ではありませんということです。境目の判

断は量産，単品も基準のひとつと思われますが難しいです。もっとも国の所管では作家となれば文部科学省や文化庁になり，経済産業省のテリトリーではないということです。

また主要な工程が手づくりということですから，西陣織でも力織機による織物は「主要な工程である織工程が手工業的ではない」ということで指定は受けられませんし，京都府下の丹後地方の「丹後ちりめん」は殆ど力織機で織られていましたので，「伝統的工芸品」の指定を受けていません。ですから，西陣織で指定されているのは「手機」による織物だけです。もっとも，模様を織り出すジャカードは明治の初めに西陣に導入されたのですが，主たる工程ではないという解釈になっています。仮にこれが認められていなければ，いくら手機といっても「工芸品」の指定がうけられないところで，西陣織の「伝統的工芸品」は綴れ織だけということになってしまいます。府下の伝統産業の雄というべき「丹後ちりめん」が国の「伝統的工芸品」の指定を受けられないことも，京都府が条例を制定された大きな理由だと思います。

3番目の「伝統的」の解釈はおよそ100年以上の歴史があるということです。「伝産法」が成立したのは1974年ですから，それより百年前，1874年，明治7年になりますが，江戸時代末から明治時代の初めということで，近世末には普及していた技術，技法ということになります。

4番目の「伝統的」も同じで，100年前以前から使用されていた「原材料」ということで，例えば，織物ではポリエステルとか，ナイロン，ビニロンを使ったものはもちろんだめですし，漆器でもプラスチックや合成塗料はだめだということです。

5番目の「少なくない」は大事なことなのですけれども，行政は，一人ひとりに対して，支援とか助成はできないわけです。この当時は，いろんな場面で組合をつくりなさいと組織化指導が行政の基本的な姿勢でした。一人では何もできないけれど，10軒で組合をつくったら，文殊の知恵ではないですけれど，組織の力があってというのが行政の原点でしたから，少なくとも10企業，従業者も30人以上，いわば産地を形成していないと産業ではないということです。

これも，先ほどのアートと同じように，一人の織物作家，染色作家，あるいは漆芸家がいても，それは産業的ではないということになります。産業的というのは，この10企業以上，30人以上という条件になったと思います。京都では17品目が指定を受けていますが，この条件を満たさない業種はその数倍以上もあります。

これに対して今度制定された「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」では「京都の伝統と文化にはぐくまれ，伝統的に使用されてきた素材，技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業」を伝統産業としています。工芸品については「京もの工芸品」の名称を用い，①製造工程の主要部分が手工業的な方法または手工業的な方法を応用した方法により製造されるもの②伝統的な技術または技法により製造されるものであること③伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ，又は伝統的に使用されてきた意匠が用いられ，製造されるものであることとしています。また，新たなものづくりを推進させるためやや緩やかな条件の「京もの技術活用品」として指定できるように規定しています。

一方，「京都市伝統産業活性化推進条例」では「伝産法」と同じ手法で，先ず伝統産業製品などを定め，それを作り出す産業を「伝統産業」としています。すなわち，伝統的な技術，技法を用いて，日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結びついている製品その他のもの，これを伝統産業製品等として作り出す産業のうち，本市の区域内において，当該伝統産業製品等の企画がされ，かつ，その主要な工程が経られるものをいう，としています。細部では多少表現が異なりますが，それぞれの行政地域の特性に合わせた定義づけがされていますがほぼ同じ内容です。京都市の場合，西陣織の製織が丹後など市外で生産されるのも少なくないので，このような表現になったのだと思います。

この他，規模についての条件については京都府，京都市ともに標記がありません。産地要件については，京都府，京都市とも条件にしておりません。食品についても除く表現はありません。今後条例にもとづく具体的な取り組みの中で当該者から申請があれば，条例に照らし合わせて，京都府，京都市の伝統産業になるのは間違いないと思います。もっとも行政側からしますと今までも伝統産業行政の対象としてすでに取り組まれていますが，当該業界の受け止め方は今回の条例によって「伝統産業」と認定されたということで条例制定を歓迎されています。部外者から見られると伝統産業かどうかというのにこだわられる感覚はご理解されにくいかもしれませんが，京都の伝統産業というのはブランドであり，京都ブランドを高めている業種でもあります。はじめに法律，条例には対象の定義が必要といいましたが，府，市とも業界の要望，期待を尊重されるとともに，何より伝統産業の振興，活性化を目指し実態に十分配慮された条例になっていると思います。

4 府，市の「条例」その内容

府，市の条例で定義以外にも少し触れたいと思います。結論から言いますと表現はそれぞれの自治体の癖というか，慣用表現があって，違いはありますが，ほぼ同じ内容ということが出来ます。知事，市長とも委員会の席上や，事務方への指示を通じて「府市協調」を強調されていました。当然といえば当然ですが，府条例では前文で「特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協議して，この条例を制定する」とあります。また，市条例でも前文で「京都府との連携の下に（中略）この条例を制定する」とあります。条例の条文にまで「府市協調」がうたわれているのは珍しいと思います。これが，今回の最大の特性だと思います。

まず，名称ですが，京都府は，「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」で，「伝統産業」という言葉を使わず，京都市は，「京都市伝統産業活性化推進条例」です。

伝統産業という言葉に対しての評価も，「いや，もうこれは，伝統産業ではない」という意識を持っている人と，伝統産業という言葉に非常に愛着を持っている人と，業界のヒアリングをしますと，かなり分かれることなので，京都府はあえて内容を表す「伝統と文化のものづくり産業」という名前をお使いになったし，京都市は，50年以上使われた実績のある「伝統産業」ということにされたわけで，全く同じといってもいいでしょう。

名称以外にも府が「振興条例」に対し，市は「活性化推進」としています。府の「振興」の意味は「伝統的な技術の保存，継承，次代を担う人材育成」「伝統的な素材，技術，意匠を生かし，又は先端技術と融合させることにより，時代の変化に適合した新たなものづくり」「伝統を生かした新たな生活文化の創造，需要基盤の拡大」，一方，市の「活性化」は「伝統産業の機能，基盤の強化により，活力を向上させる」としています。これも施策のレベルになると同じと解釈できます。

対象の定義は先に述べましたので割愛しますが，国の法律では，先ほど申しあげませんでしたけれども，業界から見ると所管が通産省以外の場合セクショナリズムというか工芸品の指定が受けられません。

この法律の所管は施行当時，通商産業省生活産業局日用品課でした。今は組織名も含め再編，改名されていると思いますが，生活産業局でも繊維とか，窯業とか，紙業とか，文化用品とか，日用品とかにわかれていたのですが，西陣織，京友禅，京焼・清水焼など本来日用品課プロパーの業界でなくても，これは同じ省，局ですから，十分連携も取っておられましたし，申請する側から見ましても全く問題はありませんでした。

しかし，例えば，京菓子業界は，装飾用というか，飾り菓子，食用というより飾り用の高度な技術が求められる菓子を伝統的工芸品に指定してもらうように申請したいということで，何度も通産省へ相談に行きました。ところが，食

品業界は農林水産省のテリトリーということで資料をそろえ，名前も「京糖芸品」として申請したのですが，受け付けてもらうことが出来ませんでした。結果的には業界があきらめられました。法律の指定条件の日用品，装飾ですが，技術，技法，原材料，産地条件等全て具えているのですが，ダメでした。他に，京都の伝統産業では造園，数寄屋建築，清酒などがありますが，国土交通省であったり，農水省であったり，財務省であったりして指定は不可能です。ただ京菓子業界ほど熱心な業界はありませんでしたが。業界が望まれたら府，市とも伝統産業として指定するのではないでしょうか。

府市協調に加えて今回の条例で目立つのは，業界，府市民，府市の役割を明確にされたことです。業界や府市民が条例に違反したから警察に，というようなことではありませんが，京都府が府の責務として「総合的な施策の実施」，これは府民に対して振興のため総合的な施策を実施することを公約したことになります。もちろん，今までも京都市も含めて地元自治体は他の自治体に比べ比較にならないくらい熱心な伝統産業行政を進めています。

「小規模事業者が多い業界特性に配慮して，技術の継承，保存，技術者の役割に配慮」，この項目はさすが京都と思うのですが，小零細企業が圧倒的に多い業界です。先に紹介しました学者，研究者の伝統産業論で強調されているのも，小零細性です。この辺りは他の業種であったら突き放してもいいかな，と思えるようなことでも行政支援が必要ということを言っているのだと思います。

「工芸品等を府が積極的に活用する」この項目もすごいと思います。日本ではあまりないのですけれども，例えば，北欧などでは，いわゆる行政の総予算，建築費の総予算のうち何パーセントかは，その地場の，北欧の生産物をつかうという規定があるそうです。地元産品の愛用ということですが，京都の伝統産業製品は質は文句なしですが，価格は正直高いですね。でも現場に行ってつくっている所を見学させてもらうと「安い」と思えるのですよ。行政が物品を調達するときは入札制度に寄らねばなりません。例えば，お茶碗を購入する場合，登録業者が価格を入札するのですが，購入担当者，調度と言いますが，税金で買うわけですからできるだけ安く買う責任があるのですね。そうしますと，納入業者は残念ながら京都の商品ではなく，他産地の量産品の値段を入札する。結果的にはお茶碗は他産地ものばかりになります。欠けていたり，お湯が漏れたりするわけではありません。何とか地元の伝統産業製品を購入したいと思っても現実には難しいのです。この条例では少しでも地元の産品を購入できたら，という願いが責務として明文化されているのです。ひょっとすると，買いたいと思うセクションがこの条例を根拠にして，茶碗を発注する時に地元製と一言付け加えて，予算額も少し弾むと京焼の茶碗が買えるかも知れませんね。

現在はどのようになっているか知りませんが，熊本県が細川知事のときに，建築費の総予算のうちの何パーセントかを美術的な，美的要素に使うということを，多分決めておられたと記憶しているのですが，警察の庁舎をはじめ熊本県の建物とか，橋とか，公園とかが随分しゃれたものになりました。それにそういうことが行われるといろんな場面で工夫されるようになって波及効果がでてくると聞きました。食品ではありませんが，地産地消，地元産工芸品の購入が実施されたら，雰囲気が変わると思います。

事業者の役割として，技術，人材などの生産基盤の保持，技術などを生かした新たなものづくりを進めること，現在，将来の需要基盤の形成，消費者への情報提供。これは業者はこの仕事で生活しているわけですから，より大きな役割，責務を感じていただかなければなりませんね。

府民の役割としては工芸品等を日常生活に取り組むことということですが，これも，地元産品愛用でなかなか価格面で実行できないというか付き合いきれないのですけど，同じ買うなら地元のものをということですね。習慣化できれ

ば数量を減らしてでも，地元のものを。そうなると地元への愛着というか，誇りも芽生えるのではないでしょうか。

京都市の方は，市の責務として施策の総合的実施，業者の創意工夫を促進させること，活性化に当たって，事業者，市民と相互に協力するよう務める，これは今まで行なわれていなかったことを創意工夫して，業者よし，市民よし，行政よし，近江商人の経営哲学の通り，新たな生産者と消費者との流通パイプを作るとか，市は地域最大の消費者でもありますから，条例の実行をぜひ率先して実行してほしいですね。ただ，京都市は財政がひじょうに厳しいので，たいへんだと思いますが，事業者の責務，これは府が役割と表現していますが，役割より責務の方が結果を問われるような気がしますが，厳しい感じがしますね。業界が本当に一生懸命，創意工夫を行って，自ら伝統産業の活性化に取り組むことが大事だと思います。このごろ着物業界の会合に行きますと，着物の人が増えてきましたが，業界人が誰より自分の分野以外でも伝統産業製品を愛用してもらわないとダメですよね。自分のつくっている工芸品以外も出来るだけ工芸品を愛用することが肝心です。100円ショップを否定しているわけではありませんが，できるだけ伝統工芸品を愛用することがなかったら，消費者は工芸品を買ってくれません。

市民の役割として伝統産業が文化，豊かな生活への寄与していることの理解を深め，活性化に役割をはたすとしています。これも同じですね。何より伝統産業に関心を持っていただきたいですね。子供さんは学校で伝統産業のことを習っているのです。親子で，家庭で地元の伝統産業について話し合ってほしいです。

この項目は今までも必要だと意識はされていたのですが，府，市民が地元の伝統産業製品を愛用される，そうすれば業者が儲かる，そして税金を納めてもらう，行政はそれを有効に使って，一般市民にとっても業界関係者にとっても，行政にとっても三方よしが循環するということになればいいな，と思います。

そして誰よりも事業者は，自分の生活が懸かっているわけですし，ただその生活を守るだけではなくて，日本の文化の担い手であるという高邁な意識を持って，行政，消費者の中心になって事業に取り組んでいただきたいと思います。

全体的には何度も言いますが，府・市それぞれ順番，表現とかいろいろ違いますけれども，ほぼ同じ内容だということがお分かりいただけると思います。

京都府の，文化のものづくり条例では，「長い歴史と風土のなかではぐくまれ，……」ということが書いてあります。条例中には，社会というか現在の意識について，「日々の暮らしのなかから伝統的な生活文化が失われつつあり」と，これはやはり地域アイデンティティと言いますか，京都の京都らしさ，日本の日本らしさというか，文化のよりどころにこの産業というのが大きく機能しているので，そういう伝統的な日本文化への評価が高まってきている。

こうした状況において，「伝統と文化のものづくり産業が，……」ということで，大事であるということと，単なるその守りということではなくて，「伝統的な技術と先端技術との融合によって，時代の変化に適応した新たなものづくりを推進する」ということが書いてあります。

5 伝統産業と京都

京都の伝統産業のルーツはいうまでもなく，平安時代の宮廷工業に求められます。もっとさかのぼって，5世紀ごろ大陸から渡来した人々によってもたらされた技術にいきつくものもあります。過去の伝統産業製品や工芸品は作品として，美術品として，なかには国宝や重要文化財として，私たちは現在も目にすることができます。また書物によって，時代時代の工芸品，というより当時の工業製品を知ることができます。

『毛吹草』という本を紹介します。この本は俳句を作るときの資料になるように季語となるような月ごとの行事や各地の特産品や名産品が

紹介されている「俳諧書」です。出版されたのは1645年ですから，360年ほど前の京都のみならず，全国の催事や名産品，特産品を知ることが出来ます。

これには京都に関わるものが多く記されており，壬生狂言や嵯峨念仏などの行事とともに当時の京都の名物が200以上書かれています。例えば，西陣織とか，金襴織とか，唐織とか，いろいろな今も受け継がれている産業製品が網羅されています。味淋酎（みりん），消酎（今は「焼」なのに当時は「消」が使われています），南蛮酎（ワインでしょうか？）なども載っています。俳句の季語として収集されているくらいに，人々の暮らしに密着して生産活動が盛んだったということができます。このころから，地方でも名産品が誕生し，それらと「京都で作られたもの」を差異化するため，「京」を冠につけ，いわゆる「京もの」のブランド化を意識したのでしょうか。このほかにも東インド会社のケンペルの紀行文や「京羽二重」や「京雀」など18世紀に数多く出版された京都の案内書には，名所，旧跡，社寺などに加えてまち中のいたるところでいろいろなものが生産されたり，売られたりしている様子が紹介されております。通り名が書かれそこにある店の名前や商品名が書かれ，今のガイドブックより詳しいくらいです。またこの頃「京」を冠につけた商品名は400を超えたと言われています。また，中世の京都のまちの様子を描いた洛中洛外図屏風にも伝統産業のルーツというべき職人が生き生きと生活している様子が見事に描かれています。このように京都のまちは今でいう伝統産業，当時はまさに基幹産業で最先端技術産業といえますが，商工業の賑わいをみせていたことが伺えます。旧市内には今も「畳屋町」とか「塗師屋町」とか「骨屋町」とか，職業が町名になっているところがあちこちにあります。

次に『工芸志料』ですが，これは明治政府によって実施された明治初期，江戸末期の日本の工業実態調査報告書ともいえる貴重な資料で，各地でどのようなものが生産されていたかがわかります。工芸の概念は時代によって変化していますが，この本では現在の工業，工芸の範囲よりはるかに広く，建築，造園，土木なども工芸として紹介されています。その「序（書かれた期日は明治10年12月28日）」で「工芸を励まして国の用に利し，貨財を増やすは，国を治めるものの宣しく，尤も急とすべき所なり。」と記述されています。以降，「来年（明治11年・1879年）フランスはパリ市で博覧会を開くことを知らしている。わが国は同盟国なので物品数百を送って陳列する。これ観美のためのみならず，以って我が工芸を勧励したい。」それで，パリ万博に出品するについては，いま一度どのようなものが作られているのかを日本中，調査せよということで，当時の東京博物館の担当者が短期間にひじょうに詳しい調査を行いまして，明治11年に出版されています。

「工芸」も「伝統産業製品」も人によって，あるいは時代によって見方が違うのですが，「用と美」「用の美」など，日本の技術の素晴らしさ，感性のすばらしさ，そして全体の美しさをパリで展覧することによって，ビジネスに繋なげていこうとしたのです。愛・地球博覧会の協賛展覧会として，明治はじめにヨーロッパで開かれた万国博覧会に出展されたわが国の工芸品の一部が，一昨年以来全国各地を巡回して展覧会が開かれておりましたが，いずれもその技術，感性，美しさは現在では再現不可能なくらいすばらしい作品と言えます。「ただ観美のためのみならず，工芸を振興することを欲する。工芸は国にかかわること大なり。而して未だ（日本では）録したものなし」すなわち，ヨーロッパではどこの国でも，その国のいろいろな郷土の，歴史的な産業についての記録がされているということで，初めて，日本の工芸と言うより，各地のものづくりの調査がされたのです。もちろん稲作をはじめ食糧生産も大事ですが，明治政府が工業化というか「工芸」を経済の中心に位置づけしていこうというのが，この『工芸志料』から読み取ることができます。工芸は当時の国を支える基幹産業です。発刊されてか

らほぼ100年たってこの「工芸志料」は，伝産法の指定を受ける各産地が歴史性の証明，工程，他産地との差異など資料作成する際に大いに利用されました。もともと，家業の域を超えない工芸で，一子相伝の世界ですから，このように公開された資料がなければ多くの技術が伝えられることなく途絶えたのではないかと思われます。

このように，日本の近代化を担って，国の財政的な収入の源として，生糸とか，こういう当時の地場産業製品，今の伝統産業の先人が創った製品，作品を輸出して，それで得た外資を資金として，近代化をしていくことになるわけです。

時代は下って20世紀，第２次世界大戦のころの日本各地の手作り日用品を紹介したのが『手仕事の日本』です。この本は，民芸運動の中心メンバーの柳宗悦による「手仕事礼賛」をテーマに書かれた本で，出版されたのは戦後間もない1946年です。実際は1940年ごろの状況を1943年に書き終えたのですが，戦時体制下で出版ができなかったわけです。このなかの前書『手仕事の日本』で柳宗悦はこのように書いています。

「(前略) 西洋では機械の働きが余りに盛で，手仕事の方は衰えてしまいました。しかし，それに片寄りすぎては色々の害が現れます。それで各国とも手の技を盛返そうと努めております。なぜ機械仕事と共に手仕事が必要なのでありましょうか。機械に依らなければ出来ない品物があると共に，機械で生まれないものが数々あるわけであります。凡て（すべて）を機械に任せてしまうと，第一に国民的な特色あるものが乏しくなってきます。機械は世界のものを共通にしてしまう傾きがあります。それに残念なことに，機械はとかく利得のために用いられるので，出来る品物が粗末になりがちであります。それに，人間が機械に使われてしまうためか，働く人から悦びを奪ってしまいます。(後略)」

60年経過した現在も同じことが言えるのではないか，と思います。このような時代を経て，懐古主義ではありませんが，便利さを得て日本らしさ「和」の良さを失いつつある今日と言えるのではないでしょうか。私の経験から言いますと，現在の感覚では，番傘とビニールの洋傘のどちらがいいかといったら，多分番傘のほうがいいという人が多いと思いますが，1950年代当時は，ビニール，いわば工業製品の評価が高く，日本固有の伝統産業製品がどんどんなくなっていくという時代を経験してきました。今のブランド志向とは違う感覚だと思うのですが，「これはメーカー品や」という台詞を年寄りがよく使っていたことを思い出します。

とりわけ最近の，安価な海外製品の氾濫は日常生活が便利になる，あるいは効率的になるという面では役立っている部分もあるのでしょうが，片方で，日本人が先人から受け継いできた機能性ばかりでなく，文化を伝える，作り手と使い手の間でコミュニケーションが成立するような「真の豊かさ」「ものを通じた文化」というようなことがなくなりつつあるのではないでしょうか。ホームセンターへ行きますと「竹箒」が2～300円で売られていますが，三条大橋畔の内藤商店に行きますと値段は随分違いますが，作り手の心配りが感じられる「竹箒」が売られています。安価はいいのですが，昔は丁寧に使っていた家庭用品や衣類が消耗品として使い捨てされるというのは，そのものが持っていた「文化」が失われると感じるのは私が加齢したからでしょうか。作り手の心を大事にしたい，作り手と使い手のコミュニケーションを大事にしたい，このような事象も京都府，市が今，伝統産業振興条例を制定する大きな理由のひとつです。

6　伝統産業技術の現代化事例

次に，伝統産業のシステムや伝統的技術をベースに現代化した事例をいくつか紹介します。実際には700ある老舗企業は明治維新，第２次世界大戦と２度の激変を潜り抜けてきたわけで，昔のまま，そのままで通用したのか，あるいは時代に合わすなり，時代をリードするなりしっかり対応されてきたということです。

京都のと言うより近世以前の産業，伝統産業は多くが社会的に分業組織を形成しています。京都の例で工場制手工業というか，一つの工場，作業場で完成品がつくられているのは，京焼・清水焼ぐらいだと思います。それでも，成型から焼成までは一貫して一つの作業場で行われていますが，上絵付業や原料商は独立していますし，およそ40年前まで，大気汚染防止法が施行されるまでは，協同窯，貸し窯があちこちにありました。焼成が電気，ガス窯に変わって，小型化され各製陶所が専用窯を築くことによって今の形に変化してきたのです。

先日お亡くなりになりました村田製作所会長の村田昭さんとお会いした時に次のようなお話しを聞かせていただきました。村田製作所の前身は東山区泉涌寺地区で碍子や陶器のソケットなどの製造を業とされていました。京焼・清水焼業界は主に割烹食器や茶器，花器の製陶業者が多いのですが，少数ですが電磁気，タイルなどを製造する業者もあります。龍谷大学の近くにも電磁器の工場が何企業かあるはずです。村田さんは高級割烹食器や，茶器，花器など値段の高い陶磁器と一緒に登り窯で碍子を焼くわけですが，これは食器などに比べ売価が安く，なんとかしなければ商売がなりたたない。しかし「ほかの業者の商売の邪魔はするまい。他人のやらないことをやる。他人より先にやる」これが村田さんの信条です。そんな時に，島津製作所からたまたま「こんなものができないか」ということで，精密機械の部品を頼まれた。そうしたら，けっこういいものができて，それをきっかけに，電気部品のほうへ転身をされた。その後，京大の先生との出会いもあり，セラミックコンデンサーのトップメーカーに急成長されたのは，ご存知のとおりです。焼成技術が優れていたということになるのですが，ほかの先発メーカーとの品質上の差異というか，「村田の製品は良い」と言われるのに，お客に合わせた原料の調合をする京都の原料商に助けられた，というお話を聞きました。京焼・清水焼業者全部あわせても有田焼や瀬戸焼の大手の１社にも及ばないくらい小零細業者の集団である京都では原料土の販売会社が製陶業者１社ごとに調合して納品します。村田製作所がいい製品を製造できたのはその原料土会社の存在が大きかったということでした。

技術だけでなく業界全体のシステムにも「京都らしさ」「京都特性」がみられると思います。

システムが参考になっているのは仏像の寄木造りもそうです。京都産業学センター提供の経営学部の経営学特別講義のなかで，TOWA 株式会社の坂東和彦さんが，「1200年前のものづくりシステムが今日の厳しい開発競争のなかで生かされている」ということを話しされました。平安時代の仏像のつくり方は製造工程を細分化して，それぞれに工人が専門化することによって，技術も向上し，美しく，さらに制作期間を短く出来たことを紹介されました。一刀彫りと違い寄木造りと言いますが，平安時代に彫られたたくさんの仏像はこのいわば量産システムによって可能になった，ということでした。多分，その時代の最先端技術であった鋳造による仏像より，時代を感じさせる朽ちかけた木造仏に私はひかれます。TOWA さんは，金型製造業からどんどん発展して半導体製造装置の生産も手がけられているメーカーです。この仏像制作の考え方，システムが最先端技術の製造現場で開発時間の短縮，精度の向上に役立っているというお話でした。

システム以外にも伝統産業技術が現代化している例はたくさんあります。同じく講師で来ていただいた福田金属箔粉工業株式会社もそのひとつです。福田金属箔粉工業は1700年の創業で金銀を手作業で箔や粉にして金銀糸業者や画家や装飾業者（当時はこんな呼び名ではなかったはずですが）などに販売することを業とされていたのですが，明治以降，原材料を金銀から銅やアルミに，技術を人力から水力，電力利用にと，新技術を開発，導入し，大量生産化を進められました。販売先も生産量の増加に併せ，金銀糸業界，和装，刺繍業から印刷業へ，さらに電子部品など最先端技術メーカーに，粉末を限

りなく微細にする技術に拘り，ナノテクレベルへ進化されておられます。

金銀糸業界も昔は，当然今も同じ手法でやっておられる企業があるのですが，和紙に漆を塗りその上に金箔を貼り付け，それを裁断して金銀糸を製造していました。京都市の公設試験研究機関が金属（アルミですが）を真空状態の中で蒸発させ，ポリエステルフィルムにくっつかせる技術，真空蒸着といいますが，この技術を公開したところ，採用する企業が出てきました。このときに逸話がありまして，金銀糸業界全社に呼びかけて技術説明会がひらかれたのですが，ただ1社だけがその技術に取り組んだということです。他の企業はアルミに色付けをして金に見える「まがい」はいかがか，と思ったのでしょう。多分需給バランスが取れていたので，そんなに冒険しなくても，ということだったのではないでしょうか。現在はほとんどの企業がポリエステルフィルムの生産システムに変わっています。大量生産ができるようになると，今度は，織物，あるいは刺しゅうの金銀糸から，印刷用の資材になったり，食品の包装資材，いろいろな電子部品のプリント基板の電導体なんかにも使用されたということで，どんどん市場が広がった事例です。もちろん昔ながらの和紙に漆で純金箔やプラチナ箔を貼り付ける美術工芸用や能衣装などの唐織用の金箔を生産している企業も残っています。

西陣織は1200年前の宮廷工業の流れを汲む伝統産業です。この西陣でも明治の初めフランスから模様織物の装置であるジャカードを導入，現在，技術では世界でもトップといわれる先染織物産地です。殆ど数百年変わらないといわれる綴れ織による和装用各種生地，劇場などの緞帳から，手機による帯地や金襴地，能衣装の唐織，力織機による帯地，着尺，ネクタイ，超スピードのレピア織機等による室内装飾用生地，自動車シート用生地まであらゆる先染織物が織られています。西陣の先人は19世紀末の欧米の万国博覧会に出展していますが，自動車用シート地ならセルシオ，壁装材ならホテルのスイート，バンケットルームという具合に高級品の多品種少量生産で的を絞って展開していることが西陣の特徴といえます。

京都迎賓館にも西陣を代表する川島織物，龍村美術織物の2社が絨毯，壁装用織物地，緞帳を納めています。産地全体で伝統を守りながら現代化も進めているといえます。また，西陣織の分業システムは各工程を受け持つ専門企業の技術水準のレベルを維持し，在庫負担の分散化等トヨタのカンバン方式のモデルになったということもいわれています。

他にも石版印刷からスクリーン印刷，写真製版メーカー，印刷機器メーカー，半導体・液晶エレクトロニクス分野へ進出した大日本スクリーン製造。醸造業からバイオビジネスに展開している寶酒造。友禅用の型紙メーカーからスクリーン染用写真型製造，プリント基板メーカーへ展開している京写。和陶磁器から輸出用陶磁器，碍子，陶歯，歯科用材，歯科用医療機器メーカーの松風。友禅型染めから手捺染，機械捺染，オートスクリーンへ，用途も和から洋へ展開した大同染工など京プリントメーカー。仏具鋳造から炊飯器用内釜メーカー，インテリア・エクステリア用金属パネル・鋳造美術メーカーへ展開した伝来工房等，数多くの実例があります。

このような例のように，京都の持っている伝統的な技術やシステムが先端技術と融合して新たな技術，商品ができないかというのは，理工系の大学は，盛んに研究されていますし，桂坂の国際日本文化研究センターでも，外国人も含めて日本の伝統的工芸技術についての研究プロジェクトが組まれています。特に京都工芸繊維大学などは，その伝統産業プロジェクトまでつくって取り組んでおられますが，原点というのか，この伝統的技術の基礎がなくなったらだめですし，そういう意味でも大事に継承する必要があると思います。

7　今後の振興，活性化に向けて

「伝産法」はやや守備的というか技術・技法

の継承にポイントがあるように思われます。これはたいへん大事なことですが，伝統という言葉に創造し続ける伝統もありますね。今回の条例は府，市とも展開型というか，継承，保存と同じくらい「新たな」という言葉が何度も使われているので，私は大いに期待しているところです。決して伝統産業は伝承だけの産業ではありません。

京都市の伝統産業行政はどちらかといいますと展開型伝統産業行政だと思っております。伝統技術を生かした今日性のある商品づくり，行政は新用途開発事業と呼んでいます。1960年代半ばからDICを頭文字にした近代化というよりその時その時のニーズに対応していくことを目標にしていました。Dはデザイン，Iはインテリア，Cはクラフトの頭文字です。それぞれ京都市で事務局を預かり業界関係者で組合を結成し，いろいろ事業を進めました。クラフトは京都市で年4回作品を公募しまして，陶芸家の八木一夫さんなんかに審査員を勤めていただいて選定商品として京都市クラフトセンターで販売したり，丸善の名古屋で販売会をしたりしていました。選定のコンセプトは伝統技術を生かしたややバタくさいというか，洋の匂いのする伝統産業製品といったらいいのでしょうか。全国の公設試験研究機関のネットワークをつくり，京都で展示会を何度か開催しました。このときの経験は京都は市場ではないということでした。地方から来てくれた関係者からブゥイングとはいいませんが，あまり売れ行きが良くなく，売るなら東京かな，と思いました。その仕上げが'78年の世界クラフト会議です。手仕事の必要性，素晴らしさを主張し，経済団体連合会の土光会長，中山素平さんなど大物にも協賛のお願いに行きました。本番の時は今上の天皇・皇后両陛下にもお越しいただきました。クラフトセンターは五条坂にあったのですが，今はありません。祇園石段下にあるのは行政がリースして当時のクラフト協議会のメンバーで運営されています。売上げが対前年比100％を超え，厳しい環境で大奮闘といえる成績を上げておられます。行政がリースしたのは30年前，それ以前の12～3年実質行政が運営しておりましたが，その時に手を離していなければ，ジリ貧になっていたのではと思います。業界関係者とはその時随分議論しましたが，結果的にはよい結果になりました。メンバーは本当に努力され頭が下がる思いです。

Dはデザイン協会で，行政の思いは伝統産業の活性化にはデザイン開発の視点が不可欠だということでした。デザイン業界への登竜門としての京都デザイン展はいまもつづいています。

Iはインテリア産業協会です。伝統産業製品の用途開発のターゲットをインテリアに絞った協会で，大手設計事務所のメンバーを京都市内の伝統産業工房に案内し，まず，京都の技を知ってもらい，後ほど注文していただければという下心丸出しの事業も手がけました。このメンバーの事務局員が迎賓館では大活躍しました。この会の出会いで今も大手設計事務所から仕事があるなど，本人の努力の結果ですが，行政担当者としては本当にうれしい思いをさせてもらいました。

この私の経験の延長で言いますと，伝統産業の振興は伝統産業を実需要に結びつける事業をいかにして展開するかということだと思います。昔は問屋が果たしていたコーディネーターといいますか，市場と技術職人を束ねる役割の人が必要です。

先ほどらい出てきました，昨年，京都迎賓館が竣工しました。そのなかには全体から見ればごく一部の人ですが，京都の伝統産業の技術者が内装工事や調度品の制作で携わった人たちがおられます。素晴らしい仕事で高い評価を得ておられます。もちろん作家と言われるような人もおられますが，そうでない人もおられます。京都以外であのようなプロジェクトが組まれたら，多分日本中から，全日本クラスの技術者が呼ばれると思います。そんなことをしなくても京都だけで対応できるというのがすごいですね。

私はあのプロジェクトに参加された人だけでなく京都全体の技術レベル，感性，全て全日本

クラスなのだと思います。そんな人が多数おられるというのが京都だと思います。それらの人が京都ブランドを高め，支えておられるのだということを改めて感じた次第です。

そして，他の業種も同じだとは思いますが，ひとつの振興計画がメンバー全て業界全てに有効で効果的というようなことはありません。1社ごとのカルテを作成し，その実態に合わせた施策が必要だと思います。行政はマクロに見ますので，なかなかきめ細かく施策が打てないのも事実ですが，何より，企業が自らの経営体がどのような状態にあるのか，市場はどのようになっているのか，ライバルの動きはどうなのか等々認識する必要があります。

とりわけ伝統産業は業種で100以上，企業数にしても相当な数に上ります。業態も大げさに言えば千差万別です。受注生産か，見込み生産か，下請けか，自前か，組み立てか，部分加工か，技術レベルは上か，並か，手がけるのは高級品か，大衆品か。それによって戦略，戦術全て変わってくるはずです。

今までは近代化，合理化が優先されていたのではないでしょうか。生産現場で，街で家庭で，いろんなシーンで同質化，均一化が進んだと思います。これからはプライベートの部分ではグローバル化ではなく個性化，多様化が進むと思います。と言うより期待したいです。柳宗理が言っている手仕事が評価される時代だと思います。この台詞は何度繰り返したかと思いますが，今度こそ手仕事の時代です。他人と違う自分を見つけることがはやるような気がします。伝統産業の出番だと思っています。

先に述べましたように京都の伝統産業企業は「技術の高さ」「感性の豊かさ」は他の産地と比べてはるかに優位性がありますが，マーケティングとか，市場戦略は下手というか，弱点だといえます。「よいものさえ作っていたら，お客は向こうからくる」というのが「京都の職人」というか「商人」の考え方です。これはすばらしいことなので，これが通用している企業も結構あるのですが，すべてに通用するわけではありません。

消費者だけでなく作り手，売り手にも「自分の企業や時代を知ることが必要」なんですが，世間体を気にして「自分の作った商品や技術を宣伝するなんて，はしたない」と思っている企業が結構多いのです。徐々には変わりつつありますが。外に向けた積極的な展開とかたくなに伝統技術，素材にこだわる両者があって，伝統産業の未来があると思います。

最後に，条例制定については，府民，市民の総意ですが，ただ，市場経済ということで，「そんなことを行政がやって，いたずらに補助金を出してもその産業は残らない」という意見もあります。それはまあ，ある意味では正論らしく聞こえますが，私は賛成できません。補助金が出てもコストのなかに入ってしまうとだめなことは私も承知しておりますれども，それ以上に，文化と経済の接点，あるいは地域のアイデンティティ，らしさ，将来への布石，それからこの京都産業学センターの課題であります，京都という経営資源，ブランドへの貢献，近代産業も含めて伝統産業が果たす力を考えますと，京都から伝統産業がなくなってしまえば，京都ではなくなるのではないかと，私は思います。若干，公費を入れてというのは異議もあるのですけれど，伝統産業業界への支援は微々たるものです。金融機関や破綻大手企業の支援に比べれば話しになりません。日本のアイデンティティ，京都のアイデンティティ確立のために，京都を経営資源としている「京都企業」，京都産業学センターにとっても今回の条例は大歓迎されるはずです。伝統産業と商店街，業態はぜんぜん違いますが，地域密着という点で共通しています。伝統産業と商店街が元気でないとその地域は元気になれません。取り留めのない話しでしたが，今日はまあ，話題提供ということで，なぜ，いま，伝統産業のための条例ができたかということについて，お話をさせていただきました。

本稿は平成17年11月第12回京都産業学研究会でお

話しさせていただいた内容に加筆修正したものです。

本誌の編集を行っていた3月17日，本稿をご執筆いただいた西口光博先生がご逝去されたとの報に接しました。先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。なお，本稿は先生のご遺稿の一つとなるものであることを申し添えておきます。

（編集委員会委員一同）